

令和 7 年度鶴岡天神祭
踊りフェスティバル 運行要領 【 共 通 】

1. 演技区間での演技について

- (1) 各演技区間の長さ：100m
- (2) 各演技区間での演技時間：4分30秒 ※4分30秒より多少短いものも可とする。

(3) 演技開始のタイミング

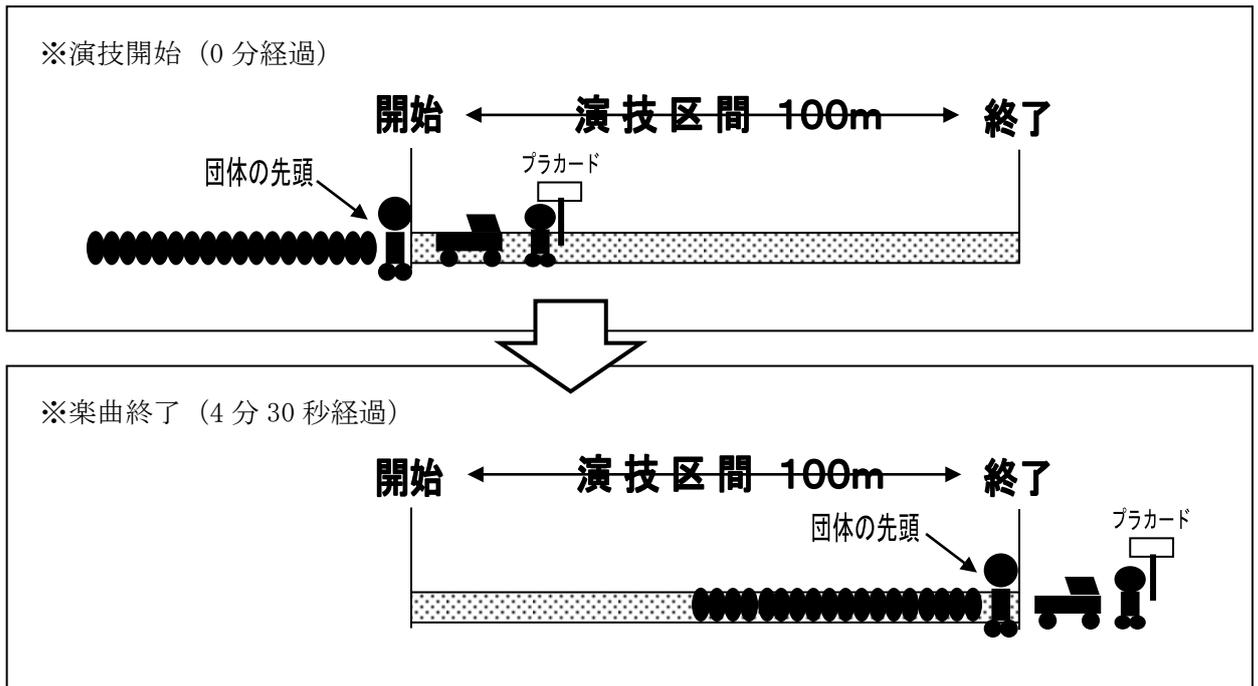
前の団体が演技中の場合は、演技開始地点に到着しても演技は始めない。

前の団体の演技が終了し、演技区間からの移動が完了したら、演技を開始することができる。演技開始の判断は、参加児童の準備が整ったかを確認のうえ、誘導員（又はパレードスタッフ）が行い、進行責任者に指示する。

(4) 演技の進行イメージ

それぞれの演技区間では、各団体の先頭の演技者が開始地点で演技を始め、演技が終了した時（演技開始から4分30秒経過後）に、終了地点に到達するように進行する。

→ 曲が終了するまでに100m前進する振付をご用意いたします。



(5) 演技にかかる注意事項

- ① 演技開始前の述ベ口上は行わないこととする。演技開始地点に到着したら、速やかに演技を始められるようにすること。
- ② 演技区間での演技が終了したら、速やかに移動用の演技に移行するなどして、次の団体のために演技区間を空けること。
- ③ 音響等のトラブルが発生し、2分以内に復旧できなかった場合には、その演技区間での演技披露を中止し、次の演技区間へ進行すること。

2. 移動区間について

(1) 移動区間にかかる注意事項

- ① 移動区間では、「手を振る」「上半身のみの振り付けをする」など、前進しながらできるものを適宜披露し観客に応えること。
- ② 移動区間において、移動用の演技をするか、ただ前進するか、休憩を取るかは、状況を見ながら各団体に判断すること。
- ③ 演技開始前の述ベ口上は行わないが、移動区間での団体紹介のアナウンス等（録音またはマイクでの放送）は可能とする。ただし、パレードの進行に支障のないよう、音量の調整やアナウンスの中止等の指示があった場合は従うこと。
- ④ 車両通行可としている交差点では、移動用の演技等はせず、なるべく詰めて、警察の指示に従い、速やかに道路を横断すること。
 - ・にぎわい天神パレード（駅前出発）・・・旧国道7号線交差点（県道鶴岡村上線）
 - ・天神はんくねりパレード（児童館出発）・・・昭和通り交差点→どちらのコースになるかは応募状況を踏まえて決定いたしますが、踊りはどちらも最低5つの区間で披露いただく形となります。

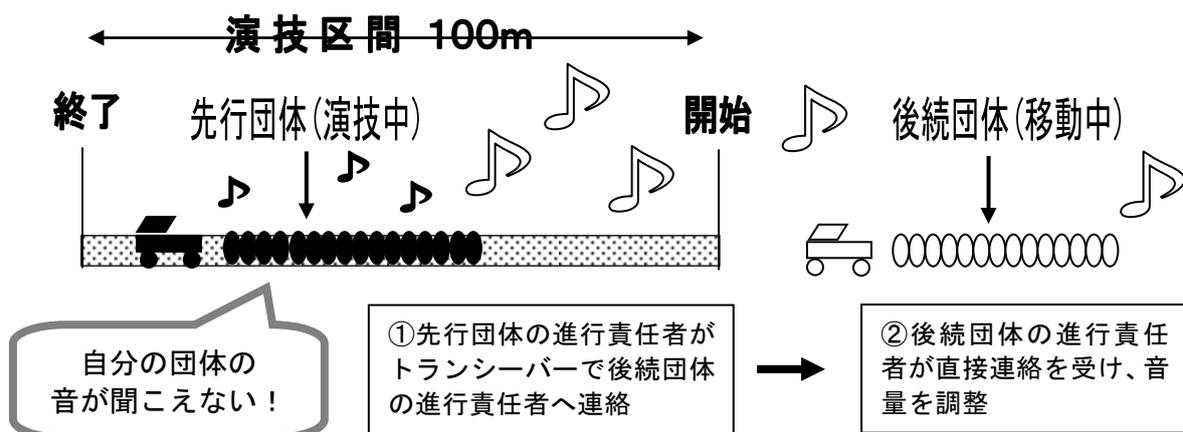
3. パレード参加車両および音響について

(1) パレード参加車両について

- ① パレード参加車両は、音響や演出用機材を積載するもので、1団体1車両とする。
- ② パレード参加車両はパレード中、団体の前に配置し、車両の後方（団体の内側）にスピーカーを向ける。
- ③ パレード参加車両が基準を超える時には、警察への制限外許可証の提出が必要となるので、各団体に直接鶴岡警察署に申請すること。
- ④ 車両を装飾する際は、ウインカーやナンバープレート、サイドミラーを覆わないようにすること。（集合前・解散後はもちろん、パレード中も。）

(2) 音響にかかる注意事項

- ① 移動区間にいる団体は、演技区間で演技している団体の妨げにならないように、前後の進行状況に合わせて音量を調整すること。
- ② 音響が届く範囲で隊列が組めるように各団体に調整すること。
- ③ 後続団体の音響が演技区間での演技の妨げになった場合、「先行団体の進行責任者」から「後続団体の進行責任者」にトランシーバーで連絡すること。指示があった場合は、速やかに移動用楽曲の音量を調整すること。



4. パレード運行にかかる役員体制について

パレードのスムーズな運行のため、参加団体は(1)～(3)の役員を配置すること。

(1) 進行責任者

- ① 各団体で1名ずつ選出
- ② 進行責任者は、パレード中は常に団体の先頭に立ち、この運行要領に従い、団体を誘導する。
- ③ 進行責任者は、パレード中、実行委員会で貸し出す腕章とトランシーバーを必ず身に付けること。
- ④ 進行責任者は、実行委員会からトランシーバーで指示があった場合、速やかに実行すること。(緊急の場合は携帯電話に連絡することがあります。)

(2) 進行補助員

- ① 各団体で必要人数選出
- ② 進行補助員は、進行責任者からの指示を団体内で確実に実行できるよう配置する。(原則、参加児童への給水や踊りのお手本役等の兼務しないこと。)

(3) サポートスタッフ

- ① 各団体で必要人数選出
- ② サポートスタッフは、給水や踊りのお手本役、団体の先頭のプラカード等、参加児童のサポートを行うこと。(プラカードは児童が持つことでも構いません。)

(4) 誘導員・・・実行委員会側スタッフ

- ① 1団体に1名配置する。
- ② 誘導員はトランシーバーを持ち、進行責任者を補佐して団体間の調整を行うほか、対外的な事案に対処する。

5. パレード中の保安体制

- 各パレードに保健師が乗車した救護用の車両を配置する。
- ケガ等があった場合は、各団体に随行する誘導員に連絡すること。誘導員は(パートリーダーを経由して)救護車両の保健師に連絡する。
- 事故・事件等があった場合も、各団体に随行する誘導員に連絡すること。誘導員は(パートリーダーとともに)事故・事件等に対応する他、手に負えないと判断した場合は、総括・本部等の指示を仰ぐこと。
- 実行委員会において、参加申込の参加予定者人数でイベント保険に加入する。万が一事故が生じた場合は速やかに報告すること。

6. 雨天時の対応について

雨天の場合は中止とする。(小雨決行)

天候判断の最終決定時刻 当日午前10時00分

※ 各団体の代表の方は10時00分以降、電話でお問い合わせください。

問合せ先：市役所観光物産課 35-1301 (直通)

7. その他

- パレード参加者は、昼食を済ませてご参加ください。
- 集合場所や待機場所、パレードコースにゴミ等を残すことのないよう、各参加団体の責任でご対応ください。
- パレード中の休憩及び給水については、各団体で計画してください。
- 暑さ対策・寒さ対策等、各団体において、できる限りの対策をお願いします。
- 記念写真・ビデオ撮影は各団体でご用意ください。
- 思想活動や営業活動など、天神祭パレードに相応しくないと思われるような行為や誤解されるような行為はご遠慮願います。
- 参加される団体には、参加協力金として9万円のほか、児童生徒の人数分のジュース等をお渡しします。

8. 参加申込み

申込期限 **3月28日（金）まで**

提出書類 踊りフェスティバル参加申込書 または 参加フォーム

※パレードの内容を具体的に記入してください。

提出先 天神祭実行委員会事務局（鶴岡市観光物産課内）

※参加申込書の場合は持参・FAX・E-mail・郵送等によりご提出ください。

参加者の会 4月と5月に踊りフェスティバル参加者の会（説明会）を開催します。

※申込締切後にご案内します。

9. 問合せ先

天神祭実行委員会事務局 鶴岡市観光物産課内 [担当] 菅原

電話 0235-35-1301（観光物産課直通） FAX0235-25-7111

E-mail : kanko@city.tsuruoka.yamagata.jp